コスモ石油株式会社

高圧ガス保安法に基づく四日市製油所への厳重注意について

コスモ石油株式会社(社長:鈴木 康公、以下「当社」)は、2024年11月27日付で経済産業省から、四日市製油所への高圧ガス保安法に基づく厳重注意を受けました。

これは高圧ガス保安法に定める事故の一部の届出が適切に行われていなかったことによるもので、 高圧ガス保安法に定める認定事業者として、このような事態を生じたことにつき深くお詫び申し上げ ます。

当社は、今後同様の事態が再び発生することがないよう再発防止策を確実に実施するとともに、社 長が先頭に立って法令遵守及び保安管理の徹底に努めてまいります。

なお、本件による製油所の安全性と、製品供給への影響はございません。

記

1. 概要

長期にわたり事故届が必要な事項について一部の届出が適切に行われていなかったという法 令違反に対し、四日市製油所が厳重注意を受けました。

なお、届出が適切に行われていなかった事項は、すみやかに措置を講じており、安全上の影響はございません。

2. 主な原因と再発防止策

(1) 主な原因

一部の届出が適切に行われていなかったことの原因としては、高圧ガス保安法に定める事故 の定義に関する認識不足と、その認識不足を是正することができなかったことです。

(2) 再発防止策

事故の定義を製油所の規則類に反映し、関係者に周知教育を行うとともに、その理解度の確認を行いました。この周知教育は今後も継続してまいります。

また、本社の保安管理部門は監査などを通して、事故届を確実に行うための規則類の遵守状況を確認してまいります。

以上